

高齢者支援の新たな担い手「みたかふれあい支援員」を募集します

☎ 高齢者支援課 ☎ 内線2622



市では、地域全体で高齢者を支える仕組みとして、介護の専門資格がない方にも「みたかふれあい支援員」として高齢者支援の一部を担っていただく取り組みを始めます。

これは、介護保険制度の改正で4月から新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始したことに伴い、専門職以外の方でも一定の基準を満たせばサービスの担い手として働けるようになったことによるものです。資格がない方でも家事援助などの分野で活躍していただけるよう、「みたかふれあい支援員」を養成する研修を開催し、訪問型サービスの充実を図ります。

「みたかふれあい支援員」とは？

市の研修を受講し同支援員の認定を受けた方は、市が指定したみたかふれあい支援員事業者と契約し、訪問型サービスのヘルパーとして働くことができます。高齢者の居宅を訪問し、自立支援を目的とした調理や掃除などの日常生活上の支援を行います(身体介護は行いません)。

◆**研修内容** 介護保険制度、市の高齢者福祉制度について／高齢化による心身の変化・障がい・疾病などについて／認知症について／対人サービスでの倫理・接遇について／家事支援の知識について／実習(調理実習など)
※同支援員の認定期間は、認定日から2年後の年度末までです(フォローアップ研修の受講で期間延長可)。

みたかふれあい支援員養成研修

「家事援助に興味はあるけれど、資格がないから働けない」という方、「高齢者の役に立ちたい」と思っている方は、この機会にぜひお申し込みください。研修では、高齢者支援の基礎知識や家事援助の技術などを学びます。

- ☎ 6月13～27日の毎週月曜日午前9時10分～午後5時(13日は4時30分まで。全3回)
- 👤 18歳以上で全回受講可能な方30人
- 📍 日商簿記三鷹福祉専門学校(下連雀4-19-11)
- ☎ 5月31日(火)までに同課 ☎ 内線2622・☎ FAX 48-2813へ(先着制)

介護予防・日常生活支援総合事業の内容

同事業には、訪問型サービスと通所型サービスがあります。いずれも、従来のサービス(国の基準)のほか、人員配置や利用料などを市の独自基準で設定した新たなサービスを追加します。国の基準と市の独自基準のどちらのサービスを利用するかは、対象者の意向や心身の状態、生活状況などを踏まえて選択します。

◆**訪問型サービス** ヘルパーなどが訪問して調理や掃除などを利用者とともにを行い、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。
※市の独自基準による訪問型サービスでは、訪問介護事業所のヘルパーとともに「みたかふれあい支援員」がサービスを提供します。

◆**通所型サービス** デイサービス事業所で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどのサービスを日帰りで行われます。

◆サービスを利用できる方

👤 要支援1・2の方、「みたか日常生活チェックシート」により対象と判定された65歳以上の方

◇**利用方法** お住まいの地域の地域包括支援センターにご連絡ください。同センターでチェックシート(生活機能について調べる25項目の質問)を実施します。その結果を踏まえて、同センターの職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認しながら、サービス利用計画を作成します。

※現在、要支援1・2で訪問介護や通所介護を利用している方は、要支援認定更新の際に同事業に移行します。

※同事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」 民生・児童委員は地域の身近な相談相手です

☎ 地域福祉課 ☎ 内線2615



平成29年に民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年を迎えます。

市内では現在112人の民生・児童委員が、生活上の心配事や困り事、子育ての悩みなど、地域のみなさんからのさまざまな相談に応じ、福祉の制度やサービスを必要なときに利用できるような市や関係機関とのパイプ役として活動しています。

ささいなことでも構いません。困ったときは、一人で抱え込まずにお近くの民生・児童委員に気軽に声を掛けてください。

暮らしの中の心配事や困り事 そんなときは… 民生・児童委員にご相談ください

高齢の独り暮らしなので、生活が不安で…



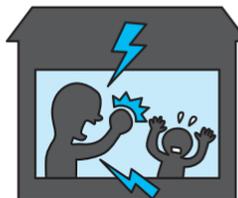
介護サービスを受けたいが、制度や窓口が分からない



育児やしつけて悩みが多いが、相談相手がない



児童虐待らしい様子を近所で目にしたが…



民生・児童委員とは？

厚生労働大臣から委嘱を受けた、無償の福祉ボランティアです。すべての民生委員は児童委員を兼任し、児童福祉を専門に担当する主任児童委員もいます。活動の際には、顔写真付きの「民生委員・児童委員証明書」を携帯し、全国統一のバッジを身に付けています。



民生委員・児童委員証明書

※民生・児童委員のバッジのマークは、幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーの上に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



バッジ

民生・児童委員Q&A

- Q 相談したいときは、どうすればいいですか？
A 同課へご連絡ください。お住まいの地域を担当している民生・児童委員を紹介します。
- Q 相談内容が漏れたりしませんか？
A 民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人の秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

活動紹介パネル展を開催します

日頃の地域での活動を紹介し、「地域の民生・児童委員」をより身近に感じていただくパネル展です。気軽に質問などができる相談コーナーも設置します。ぜひお越しください。

☎ 5月10日(火)～13日(金)午前8時30分～午後5時15分(13日は4時まで)

※相談コーナーは午前10時～午後4時(13日は3時30分まで)

📍 市役所 1階市民ホール

◇5月10日は会場に東京都民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」(写真)が登場！

☎ ①午前10時30分から、②午後1時30分から、③午後3時30分から



地域でこんな活動も行っていきます

◇乳児家庭全戸訪問事業

おおむね生後4カ月までのお子さんがある全ての家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞いたり、情報提供などを行っています。

◇地域ケアネットワーク

誰もが地域で安心して暮らせるための共助の仕組みづくり「地域ケアネットワーク」に協力し、地域の居場所づくりサロンや見守り活動などに参加しています。

◇ほのぼのネット

地域ボランティアのネットワークである「ほのぼのネット」の会員として、高齢者や子育て中の方々とのお茶会など、地域交流の場づくりを進めています。